

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน  
เรื่อง แนวทางการแก้ไขโครงการและการเปิดดำเนินการ  
สำหรับโครงการที่ได้รับสิทธิและประโยชน์เพิ่มเติมตามมาตราพิเศษเพื่อเร่งรัดการลงทุน

(非公式訳)

投資委員会事務局説明書

件名：投資催促特別措置に基づき追加恩典付与のプロジェクト向けの改定および事業開始

-----  
仏暦 2558 年（2015 年）12 月 15 日付投資委員会布告第 11/2558 号件名：投資催促特別措置に基づき、追加恩典付与のプロジェクトの条件を明確にするため、事務局は以下の通り説明する。

1. 稼働時間の増加により生産力を増大する場合、仏暦 2543 年（2000 年）9 月 28 日付投資委員会事務局布告第 P-8/2543 号件名：投資支援**方策に基づき**、機械の稼働時間を延長することにより、奨励証書で定められている生産力を増大させることが可能である。

2. 投資の増大により生産力を増大する、投資を増加せずに生産力を増大する、または生産力の増加なしに投資規模を増大する場合、事務局は本措置の追加恩典を受けた後、奨励証書で定められているものより、当該のプロジェクトの生産力または投資規模を拡大の許可をしない。

ただし、被奨励者はプロジェクトの恩典または条件を一般投資奨励基準に改定**申請**をする場合、事務局は一般基準に沿って生産力または投資規模の拡大を検討する。

3. 稼働時間削減により生産力を減少する、または実際の機械の生産力により生産力および投資規模を減少する場合、奨励証書で定められている生産力および投資規模を減少させることが可能である。**ただし、生産力または投資規模を減少しても、投資規模は定められた条件を超えなければならない。**

以上、布告する。

投資委員会事務局

仏暦 2562 年（2019 年）11 月 13 日